

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 長岡アークプラザ南

所在地 長岡市古正寺町字中割56外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（開店時刻の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成24年11月9日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年3月19日から平成25年4月19日まで